

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 8 年 5 月 2 2 日		
2	契 約 業 者 名	株式会社 岡墨光堂		
3	契 約 業 者 の 住 所	京都市中京区富小路通三条上ル福長町113・115・117・118番合地		
4	工 事 件 名	京都御所清涼殿障壁画保存工事		
5	工 事 場 所	京都市上京区京都御苑（京都御所内）		
6	工 事 種 別	内装仕上工事		
7	工 事 概 要	障壁画修理		
8	工 期（自）	令和 8 年 5 月 2 3 日		
9	工 期（至）	令和 9 年 3 月 2 9 日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予 定 価 格	非公表 円	非公表 円	— %
11	入 札 金 額	41,047,600 円	37,316,000 円	
12	随 契 理 由	本件は、京都御所清涼殿に現存する障壁画の保存修理及び復元模写を前提とした調査を行うものである。 京都御所清涼殿の障壁画は、寛政及び安政年間に著名な画家によって描かれた文化財的価値の非常に高いものである。 これらの障壁画は、建築物の形質上、直接外気にさらされたまま保存・展示され、最も古いもので230年を超過していることに加え、脆弱な素材である絹を基底材としていることから、劣化が著しい状態である。 本工事を行うにあたっては、文化財的価値の非常に高い障壁画等の豊富な修理実績を有し、美術的な要素を兼ね備えた高度な修復技術かつ日本絵画の模写技術を保有していることが必要とされる。 上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、重要文化財や国宝の修理及び模写を行った実績を有する株式会社 岡墨光堂を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。 公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、株式会社 岡墨光堂が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認された。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 8 年 6 月 2 日		
2	契 約 業 者 名	株式会社 松村泰山堂		
3	契 約 業 者 の 住 所	京都市北区小山西大野町 5 1 番地 3		
4	工 事 件 名	京都御所ほか障壁画修理工事		
5	工 事 場 所	京都市上京区京都御苑（京都御所内）ほか		
6	工 事 種 別	内装仕上工事		
7	工 事 概 要	障壁画修理		
8	工 期（自）	令和 8 年 6 月 3 日		
9	工 期（至）	令和 9 年 3 月 2 9 日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予 定 価 格	非公表 円	非公表 円	— %
11	入 札 金 額	8,415,000 円	7,650,000 円	
12	随 契 理 由	本件は、京都御所・京都大宮御所・桂離宮に現存する障壁画の修理を行うものである。 中でも、京都御所の障壁画は、安政度造営時（一部寛政度造営時のもの残存）に著名な画家によって描かれた美術史学の上でも貴重視される価値の高いものであるが、造営から 170 年が経過し、西日による乾燥、経年による膠の弱化、あるいは虫害等の影響を受け、破れ・亀裂・剥落・浮き等の損傷が著しく、放置できない状況となってきたため、損傷の激しいものから順次修理を実施している。 文化財的価値の非常に高い障壁画の修理は、慎重かつ入念に行う必要があり、経験豊富な実績と高度な修復技術を持った技術者を確実に配置できることが必要とされる。 上記を踏まえ、本工事について、応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、豊富な実績を有し、着実な成果を収めている株式会社松村泰山堂を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。 公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、株式会社松村泰山堂が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認された。 以上の理由により、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。		